

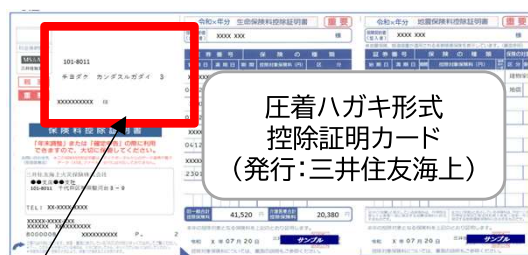
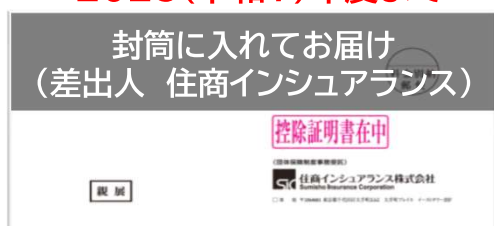


ご退職者・休職者さまへ
大切なお知らせ

平素は住友商事グループ団体保険制度(セットポリシー)運営にご協力ありがとうございます。
郵便物の取り扱い方法見直しにより、**2026(令和8)年度**からご退職者・休職者さま宛
セットポリシー控除証明書類送付方法を以下の通り変更予定です。
これまでと運用が変更となりお手数をお掛けいたしますが、よりスムーズにお手元に書類を
お届けするため何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

変更対象:損保部分(引受保険会社:三井住友海上)のみにご加入いただいている方

2025(令和7)年度まで



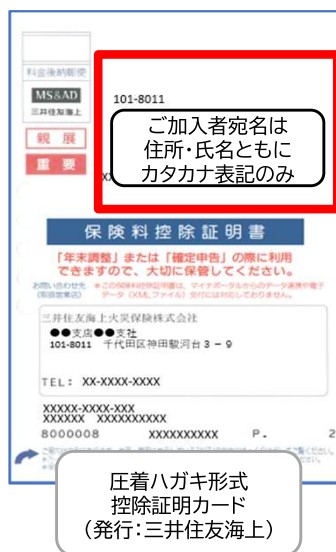
2026(令和8)年度より

赤枠内記載のご住所に
圧着ハガキ形式でお届けします
差出人:三井住友海上 封筒でのお届けではありません

生命・傷害保険セットにご加入されている方への住友生命発行の保険料控除証明書は
これまで通り封書(差出人 住商インシュアランス)でのお届けとなります。

必ずご確認ください

今般お届けした控除証明カードの
宛名欄(赤枠内)をご確認ください



ご住所変更がある場合のご連絡先

住友商事グループあんしんサイト>お問い合わせ
<https://www.sc-ins.co.jp/shokuiki/>

✉ sp-dantai@sc-ins.co.jp

☎ 03-5657-6311(平日10:00~16:00)

加入者様名、生年月日、変更前・後の住所をご連絡ください。



書類お届け後は電話が混みあう為、あんしんサイト又はメールよりご連絡いただきますようお願い申し上げます。

(団体保険制度事務受託)

〒100-8601

東京都千代田区大手町2-3-2

大手町プレイス イーストタワー 6F

住商インシュアランス株式会社

個人保険部

保険料控除証明書送付の件

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、確定申告・年末調整関係書類として、令和7年分の保険料控除証明書をご送付致しますので、ご査収下さい。
(11月・12月分については、保険が継続されることを想定して保険料を算出の上、加算しています。)

敬 具

記

1. 【今回ご送付する団体保険の保険料控除区分】

控除区分	保険商品（種目）	証明書発行元（記載場所）
「新制度」 一般の生命保険料	●セットポリシー生命傷害セット (S・A・B・C コース) 生命保険部分	住友生命保険相互会社 1年間の控除証明額は、証明書の右ページ記載の「ご申告額」を申告下さい。 区分＝「(新・一般) 生命保険料」
介護医療保険料	●入院保険 (E・F・G コース) ●所得補償保険 (H コース) ●親介護サポート保険 (X・Y・Z コース) ●生きるリスクの保険 (T コース) ●GLTD 保険	三井住友海上火災保険株式会社 生命保険料控除証明書の控除対象保険料に記載 区分＝「介護医療保険料」

上記のうちご加入頂いている「コース」の保険料控除証明書を同封しております。

2. 【各保険会社より直送されるご契約の保険料控除区分】（代表的なものを記載）

控除区分	保険商品（種目）	証明書発行元（記載場所）
地震保険料	●火災保険の地震保険料部分	保険会社より直送 区分＝「地震」
介護医療保険料 もしくは 「旧制度」 一般の生命保険料	●アフラックがん・医療保険 ●医療保険特約付健康長期保険「ViV 終身」 ●介護特約付健康長期保険「介護保険 V-CARE」	保険会社より直送 区分＝「介護医療」「旧（一般生命保険）」 ※ご加入時期により違います。お手元に届く証明書をご確認下さい。

上記2についてはご契約商品の保険料控除証明書が「保険会社より直送」されます。

ご不明点等は各保険会社（各社ホームページ等）よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ】

(団体保険制度事務受託)

住商インシュアランス株式会社 個人保険部

E-mail : sp-dantai@sc-ins.co.jp

※右の二次元コードが開けない場合はお手数ですが

E-mail にてご連絡をお願い申し上げます。



【お問い合わせはこちら】

スマートフォンからこの二次元コードを読み取るとお問い合わせフォームへアクセスいただけます

以上

令和7年保険料控除対象種目一覧表

1. 対象保険種目一覧表（以下に記載のない保険種目は、保険料控除の対象となりません）

保険種目		保険期間	地震保険料（長期損害保険料） 控除該当		生命保険料控除該当 （一般・介護医療・年金）	
			保険料	満期金	保険料	配当金
火災保険（地震保険あり）		1 年	地震保険料全額	なし		
積立火災保険	基本	10 年以上	保険料全額（※注）	あり		
		保険期間 10 年未満のご契約は、控除対象外				
	地震	1 年	保険料全額	なし		
積立傷害保険 年金払積立傷害保険		10 年以上	保険料全額（※注）	あり		
		保険期間 10 年未満のご契約は、控除対象外				
生命・傷害保険セット		1 年	—	—	生命部分の 保険料全額	なし
医療保険・所得補償保険・ 団体長期障害所得補償保険・ 親介護サポート保険		1 年 終身	—	—	該当保険料分	なし
介護費用保険（含む積立）		終身	—	—	該当保険料分	なし

（※注）以下全てを満たすご契約のみ、「経過措置に適用される長期損害保険料」として控除対象となります。

A) 保険開始日が平成18年12月31日以前のもの B) 平成19年1月1日以降に保険料変更を伴う変更手続きがないもの

2. 保険料集計期間（例：6月1日始期契約の場合）

集計期間	契約年度	保険料の控除対象期間		保険担保期間	証明期間
	令和6年度	令和7年01月～令和7年07月		令和6年11月～令和7年05月	7ヶ月
	令和7年度	令和7年08月～令和7年12月		令和7年06月～令和7年10月	5ヶ月

3. 控除額の算出について

《生命保険料（旧制度）の控除額》（一般生命・個人年金それぞれに適用）

(1) 所得税（国税）		(2) 個人住民税（地方税）	
年間の払込保険料	生命保険料控除対象額	年間の払込保険料	生命保険料控除対象額
25,000円以下	支払った保険料全額	15,000円以下	支払った保険料全額
25,001～50,000円	支払った保険料×1/2 + 12,500円	15,001～40,000円	支払った保険料×1/2 + 7,500円
50,001～100,000円	支払った保険料×1/4 + 25,000円	40,001～70,000円	支払った保険料×1/4 + 17,500円
100,000円を超える場合	一律 50,000円	70,000円を超える場合	一律 35,000円

※一般生命・個人年金合わせて控除限度額100,000円
（新旧制度合算で120,000円限度）

※一般生命・個人年金合わせて控除限度額70,000円
（新旧制度合算で70,000円限度）

《生命保険料（新制度）の控除額》（一般生命・介護医療・個人年金それぞれに適用）

(1) 所得税（国税）		(2) 個人住民税（地方税）	
年間の払込保険料	生命保険料控除対象額	年間の払込保険料	生命保険料控除対象額
20,000円以下	支払った保険料全額	12,000円以下	支払った保険料全額
20,001～40,000円	支払った保険料×1/2 + 10,000円	12,001～32,000円	支払った保険料×1/2 + 6,000円
40,001～80,000円	支払った保険料×1/4 + 20,000円	32,001～56,000円	支払った保険料×1/4 + 14,000円
80,000円を超える場合	一律 40,000円	56,000円を超える場合	一律 28,000円

※一般生命・介護医療・個人年金合わせて控除限度額120,000円
（新旧制度合算で120,000円限度）

※一般生命・介護医療・個人年金合わせて控除限度額70,000円
（新旧制度合算で70,000円限度）

《地震保険料の控除額》

①地震保険料

(1) 所得税（国税）	(2) 個人住民税（地方税）
年間支払地震保険料の全額（ただし50,000円限度）	年間支払地震保険料の1/2（ただし25,000円限度）

②「経過措置に適用される長期損害保険料」

(1) 所得税（国税）		(2) 個人住民税（地方税）	
年間の払込保険料	控除対象額	年間の払込保険料	控除対象額
10,000円以下の場合	全額	5,000円以下の場合	全額
10,001～20,000円の場合	保険料×1/2+5,000円	5,001～15,000円の場合	保険料×1/2 + 2,500円
20,000円を超える場合	15,000円	15,000円を超える場合	10,000円

控除限度額は、①と②の合計で以下の通りです。

(1) 所得税（国税）…50,000円

(2) 個人住民税（地方税）…25,000円